社会福祉法人あしぎぬ福祉会評議員及び役員の報酬等の支給に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人あしぎぬ福祉会（以下「法人」という。）定款第８条に定める評議員並びに第 21 条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について支給の基準を定めるものとする。

（報酬等）

第２条　評議員及び役員に職務の対価として支給するものは報酬とし、賞与その他の財産上の利益及び退職手当は支給しない。

（役員報酬の総額）

第３条　役員の報酬は、各年度の総額が、理事の場合は 2,000,000 円を、監事の場合は 200,000 円をそれぞれ超えない範囲で支給する。

（評議員及び役員の報酬）

第４条　評議員が評議員会に出席したとき並びに役員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表１のとおり報酬を支給する。

２　理事長の依頼により、役員が前項以外の法人運営に関する会議に出席したときは、前項の規定を適用する。

（理事長の報酬）

第５条　理事長の報酬は、法人運営業務及び日常専決業務を日々の執務として勘案し、別表２のとおり支給する。

２　前項の報酬には、前条に規定する報酬が含まれているものとする。

（業務執行理事の報酬）

第６条　定款第 15 条第３項に規定する業務執行理事の報酬は、理事長の業務を分担し執行するものとし、別表３のとおり支給する。

２　前項の報酬には、第４条に規定する報酬が含まれているものとする。

（監事の報酬）

第７条　監事が法人運営状況の指導又は監査業務にあたった場合は、別表４により報酬を支給する。

（職員が理事を兼務する場合の扱い）

第８条　法人職員が理事（業務執行理事を含む。）を兼ねる場合は、報酬は支給しない。

（支給方法）

第９条　報酬は、支給の事実が生じた日後、半期又は四半期に分割したそれぞれの期末の翌月 20 日までに支給する。

２　月額報酬の場合は、毎月、末日までに支給する。

（規程の改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、理事会の提案により、評議員会で決定するものとする。

附　則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から施行する。

別表１（第４条関係）

役職名	内容	報酬額
評議員・理事・監事	評議員会・理事会出席	日額　　４，０００円

別表２（第５条関係）

役職名	内容	報酬額
理事長	理事長の職務	月額　　１００，０００円

別表３（第６条関係）

役職名	内容	報酬額
業務執行理事	業務執行理事の職務	月額　　４０，０００円

別表４（第７条関係）

役職名	内容	報酬額
監事	指導・監査	日額　　６，０００円